

令和3年皆野町農業委員会第11回定例総会議事録

1. 開催期日 令和3年11月24日(水)
2. 開催場所 皆野町役場 3階 301会議室
3. 開議時刻 午後 1時30分
4. 閉議時刻 午後 2時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：13人・欠席者：1人

推進委員：出席者：5人・欠席者：0人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	欠席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	出席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	欠席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する意見について
1件
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について
1件
- 議案第3号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について
3件

8. 事務局 新井敏文、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。天気の良い日ですが、定例総会にお集まりいただきましてありがとうございます。

先ほどのお話にもありましたが、良い天気が続いていますが、今日から風が吹き出しまして、冬が近いのかなと感じます。

コロナも落ち着いてきましたが、中々通常の形に色々な部分に戻れないところもありますけれども、早く通常の形に戻って、通常の生活が出来る様になれば良いなと思います。

今日は令和3年11回目の定例総会です。ご協力をいただきましてスムーズに進行出来ますようによろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、3. 議事に入らせていただきます。

議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長にお願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は18名です。

定足数に達しておりますので、これより令和3年皆野町農業委員会第11回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

なお、本日の会議に欠席の届出は、13番、新井義虎委員の1名でございます。

次に議事録署名人に、

皆野区域担当、田島武正委員

国神区域担当、土屋貞夫委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、

皆野区域担当、田島武正委員

国神区域担当、土屋貞夫委員をお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

番号1について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長	農地利用最適化推進委員として、金沢区域担当の、田中輝雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。
金沢区域担当 田中委員	説明いたします。15日の日に四方田委員と事務局の3人で現地を見て参りました。 案内図を見ていただきますと、県道があり、少し行くと〇〇〇があるのですが、その手前の谷津に入って、昔、〇〇〇がありまして、その反対側です。事務局が今話して貰ったのですが、町道がそのまま入っているため、道路がありました。 町道の下と上が場所になりますが、買い手の直ぐ側ですので問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。
浅見会長	農業委員として、地区担当の9番、四方田順造委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
9番 四方田委員	田中委員の言われたとおりですが、場所は、買受人の〇〇〇〇さんのお宅が少し高台にあるのですが、その行く途中の農地、農業はされていないようですが、農地とのことで特別問題はないかなと思いますのでよろしくご審議の程お願いします。
浅見会長	これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	質疑がございませんので、これより採択いたします。 本件は、農地法第3条の規定による許可申請であり、皆野町農業委員会が申請者の所有権の移転に対して可否を決定し、許可指令書を発行します。 本件の申請内容を可とする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は許可することに決定し、申請者に許可指令書を交付します。 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について1件を議題といたします。

	<p>番号1について審議いたします。 事務局に議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	農地利用最適化推進委員として、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。
皆野区域担当 田島委員	<p>17日の日に事務局と齊藤委員と現地確認に行つて参りましたので説明いたします。</p> <p>案内図をご覧ください。〇〇〇から〇〇〇向かつて進んで行きますと、直ぐに斜め左に入つて行く道がございます。その道を70mくらい行つて、また荒川に向かつて20mくらい入つて行つて、更に70mくらい行つた右側が申請地になります。</p> <p>東側は家庭菜園がありますけれども、その他は住宅地になっており、問題ないと思います。</p> <p>よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
浅見会長	農業委員として、地区担当の7番、齊藤三恵子委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。
7番 齊藤委員	田島委員の説明のとおりで何もありませんのでよろしくお願いいたします。
浅見会長	これより本件に対する質疑を行います。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	<p>質疑がございませんので、これより採決いたします。</p> <p>許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。</p>
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	<p>挙手委員が多数と認めます。</p> <p>よつて、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。</p> <p>議案第3号、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断に</p>

ついて3件を議題といたします。
番号1について審議いたします。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。
議案書と判断資料として配布された資料No.1を参考に、農地利用最適化推進委員、皆野区域担当の、田島武正委員に対象農地の状況について説明を求めます。

皆野区域担当
田島委員

17日の日に事務局と大濱委員と現地確認に行つて参りましたので説明いたします。
案内図をご覧下さい。〇〇〇の〇〇よりの駐車場の脇を150mくらい下つて行つて、そこから左に事務局の説明のとおり道という道はありません、畑をお借りして現地確認に行つて参りました。
現況写真をご覧下さい。このように15年以上経つていゝと思われまゝ。現状では重機によつて抜根は可能ですが、このまゝ放置しますと手が付けられなくなると思ひます。
皆さんのお考えをお聞かせいただければと思ひます。

浅見会長

農業委員として、地区担当の14番、大濱英一委員も農地の状況確認に同行されていると思ひますが、補足することはございませぬか。

14番
大濱委員

田島委員から説明のありましたとおり、重機の入れる余地がなく、15年以上の大木も生えて居ります。色々な面から見て非常に厳しい状況かなど、農地としてはという事だと思ひます。そのような中で皆様の意見を聞きながらご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

4番
黒澤委員

愚問で申し訳ないですが、何でこのようになってしまつたのか経緯と、これを非農地に判定した場合にどのような指導が行われるのか教えてください。

事務局

経緯ですが、不動産業者を介してこちら申請がありました。申請人もこちらに住んでいないのでこの土地を非農地にできないかという

ことで業者から相談がありまして、確かに状況もこういった状況というところもありましたので議案として申し出を受け付けさせていただきました。

この後ですが、もし許可となった場合は速やかに地目変更登記にて、非農地、山林等に地目変更登記を指導する。非農地とならなかった場合は、その旨を回答させていただいて、その後、どこまできれいにさせていくかについて皆さんとご相談の上、農業委員会としてやっていくことになると思います。

浅見会長

どうですか。

4番
黒澤委員

よくはわかりませんがわかりました。

浅見会長

こちらは本人でなくて不動産屋さんですか。

事務局

不動産屋さんを介して相談がありまして、非農地の判断ができるということを知っていました。

4番
黒澤委員
事務局

今回の農地調査で出てきた物件ではないわけですね。

不動産屋を通して本人からの申し出です。

4番
黒澤委員

出入口のない土地を不動産屋がどのようにするのか注視する必要がありますね。

浅見会長

今のご意見も含めまして何かありましたらお願いします。

1番
横田委員

出入口というか出入り口が余り広くないとのことですが、真ん中にこのような山林が出来てしまうと周りの畑の人に迷惑を掛けるのかなと思いますと、是正していただく方向で考えた方が妥当なのかなと思うんですけど。

ただ、本人が〇〇の方において余りこちらにはいないようですのでどのような考えなのか、このまま山林にしてしまっただけ、何か違うものになるのではないかという考えも出てきそうな気もするので、簡単に是正もしないでこのまま許可を出すのはどうかと思います。いかがでしょうか。

浅見会長

今のご意見ももっともかだと思います。他にも皆さんの方からご意見が

ございましたらお伺いしたいと思いますが。

10番
門平委員
事務局

周りは畑なんですか。

周りは畑になっていまして、梅林が管理されていない以外は草刈りといいますが、荒廃させないように維持管理しているような状況でした。

10番
門平委員
事務局

耕作をするつもりもないってことですかね。

周りもそうですね。特段耕作している様子もなかったですね。

10番
門平員

写真のとおりになっていることを周りの人も文句を言っていないんですかね。

浅見会長

そういった話もなかったわけですかね。

5番
小池委員

あえて地目変更をするってことは地権者にとってどのような税制上のメリットとかがあるわけですか。

事務局

山林にすると安くなるケースもあるようですが、殆ど変わらない、同じですね。ただ、売買等の所有権移転は行いやすくなります。

浅見会長

この写真の木が生えているところがそうですね。

事務局

そうです。周りが桑に囲まれているような中に、色々な雑木等が生えてしまっている状態になります。

木が生えていないところは他の人の土地だろうと明確な境界もなかったものですから。桑が昔からの堺だと思います。ですので、この方の農地のみが荒廃している状態だと思います。

浅見会長

いずれにしても判断をしないといけないわけですが、皆さんから意見をいただいて判断したいと思うのですが、今幾つか出たわけですが、その辺も踏まえて他にありますか。

4番
黒澤委員
事務局

ここに挙がってくるのはどなたの申請ですか。

本人の名義で挙がってきています。相談してきたのは業者になります。

す。

4番
黒澤委員
浅見会長

その辺が気になりますね。

他に意見はないとのことかもしれませんが、今までのお話ですと考
えなくてはいけない部分があるのかなと思います。

事務局的に何か対応する、できることはありますか。

事務局

判断基準として2つあるんだと思いますが、1つ目は申し出に基づ
いて非農地とするというものと、もう一つは先ほどからも意見が出て
いますが、周りがまだ畑として維持管理をされている。そちらへの影
響を加味して再生していただく方向に持っていく、なのでこちらは非
農地ではない、周りからの状況から見て農地として再生していただ
きたくてお願いをする。この2つの方法が考えられるかと思います。

この2つのどちらにするか皆さんにご判断いただければと思いま
す。

浅見会長

どちらの方向に持っていくのがいいのか、皆さんにご判断いただき
まして、決定したいと思います。その他についてご質問をお受けいた
します。

浅見会長

県の担当に確認したいとこのことで一時中断にしたいと思いま
す。

(一時中断)

浅見会長

会議を再開したいと思います。確認した事項を事務局から説明いた
だいて議論したいと思います。

事務局

県に確認して参りまして、周りが畑の状態を残している場合、ここ
だけ非農地にするのはどうかということで、考え方として再生利用が
困難と言っても、周りの状態から真に困難な状態ではない。ですので、
利用状況調査のEには行かずにA判定止まりということで非農地と
判断しない。それに伴ってこういう状況なので再生利用を図っていく
ことが必要なので、その旨を回答する。非農地の回答ではなく、周り
の状況からも勘案してまだ非農地とは呼べない。農地としての再生を
図ってくださいと。不動産屋さんも関わっていますが、理由があるので
あれば農地転用の手続きをしてもらって回答もできる。

周りの状況から非農地判断できないことについては県も理解を示し

ておりました。農業委員会が農地か非農地か判断するものですので、今回まだ農地ということであればその旨回答いたします。

浅見会長

今話を聞いた上で質問があればお受けします。

10番
門平委員

単体だと山林かもしれませんが、周りを見渡すとここだけなんでしょう。私の地域だと逆なんですよ。周りが山林で、ここだけ農地でどうでしょうかという話なんですけど。

事務局長

県からの通知の中にも集団にまとまった農地の中の荒廃農地についてありまして、まさに今回の例が、そういった例かと思えます。隣接する農地に与える影響を考慮して、そうした農地については再生利用を図ることも重要と示されておりますので、今回まさしくその事例にあたるかなと思う案件だと思います。

事務局からも説明があったように、今回は農地への再生を図る事を促すということをお話させていただきました。

浅見会長

補足説明もしてもらいましたが、そのような方向でいくのでよろしいですか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

何とか再生してくれといってもそうなるかは別ですが、周りが農地である以上、事務局長からも話があったようにそういった通知もありますので、そのような形でよろしいですか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

そのようにいたします。「農地」と判断することによりお願いいたします。

番号2について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をします。

議案書と判断資料として配布された資料No.2を参考に、農地利用最

適化推進委員、金沢区域担当の、田中輝雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

金沢区域担当
田中委員

同じく15日の日に四方田委員、事務局の3人で現況を見ました。
場所は、県道を〇〇〇から渡って〇〇方面に2kmくらい行ったところに案内図の所に来ます。ここは〇〇〇で来ると〇〇〇というところになります。直ぐ近くに〇〇〇があります。
地図から見ると場所は〇〇〇のあるところに太い筋があると思いますが、こちらが川でございまして、〇〇〇裏から3mから4mくらいの土羽となっており、竹が生い茂っております。
写真を見て貰うとおり、現況からこの辺りだろうとやっと思えるような場所でした。何しろジャングルのような人も通れないような状況の場所ばかりでした。だいたい竹とか木が生い茂ってありました。道もあるかないか分からないような状況です。以上です、よろしくお願ひします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の9番、四方田順造委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

9番
四方田委員

補足する事はございません。先ほどとは違って簡単、明瞭ですので写真を見てご判断いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

1番
横田委員

農振農用地と言うことで守っていかなければならない農地、優良農地としてある程度税金とか、他のことも考慮された土地だと思うんですね。
これをもって直ぐに非農地ですよということにするんですか。
流れがよくわからないですが、転用とかですと余り効力はないですが始末書とかを求めるじゃないですか。農振農用地も直ぐに非農地にするんですか。

事務局

まずは農振についてですが、町の計画が昭和47年に計画し、地番を指定した農地で、本来であれば優良農地に限定して指定すべきものと思うのですが、山間部ということもあり、かなり緩和的に指定していたんだと思います。定期的に見直しを行うのですが、皆野町は大規模な見直しはそこまで行ってきていない。47年当初の現況までは、

わかりませんが、緩和的にしているのです。今回のような川の法面の
ような土地も実際ありまして、台帳から見ますと農振に当たっている
状況です。

言われるように直ぐにしてしまうのはとも思うかもしれませんが、
現状がもう山林化していて、今回の写真にあるとおり川沿いの広くな
い農地、中には採石をしていたようなところに隣接した農地で、もう
橋等も存在していなくて現地にも行けないような状態、橋があった手
前から目視や航空写真等から方角を割り出して見るぐらいに難しい
農地という中での現地調査でもありました。

農振ということから放置してしまった旨を一筆求めるか、現状に即
す形で町の計画から外すかになると思います。

現状の町の手続きでは非農地判定が出れば町側の方で農振は外させ
て貰っております。

昔は植林目的で除外して貰っていましたが、こういった非農地の状
態になっているもので、農業委員会において農地ではないと判断して
いるものを農振で残しておくのも現状に即していないということで
町側で外しています。

浅見会長

個人的な話をさせていただくと、今話のあった47年ごろに農振に
入れるとき、入って貰うときをお願いして回った役をやったことがあ
ります。学生から戻ってきて直ぐのことだったと思います。

その時に私が間違っていたらあれですが、優良農地だから入ってく
ださいではなくて、基本的に農地は入っていただく形でした。持ち主
からの相当な意見、意志が無い限り入れていく様な形で動いたような
記憶があります。

当時から全部が全部優良農地では無かったように記憶しているの
ですが、もうしかして記憶が間違っていたら申し訳ないですが、自分
でもそのように動いた記憶がありますので余分な話ですが付け加えさ
せていただきました。

今の話、個人的な話をさせていただきましたが何かございますか。

日野沢区域担
当 高橋委員

今から畑に戻すと言っても無理だから仕方ないのではないですか。
畑に戻すには何十年と掛かるとは思います。

浅見会長

他に質疑はありますか。

浅見会長

この持ち主は〇〇なんですよ。

9番 四方田委員	この人はもともと〇〇にいたんですよ。 私の同級生なんだけど、〇〇に転勤してずっといたんです。 それが終わって帰ってきて、〇〇に家を買ったんです。ですから元々 いないんです。
事務局	四方田委員の言うとおりに、前の住所が〇〇になっていますね。アメリ カに住んでいる時に相続しています。令和1年に〇〇に来まして、 そこに住民票を移していますね。ずっとこちらに住んでいなくて、親 の土地を相続したようです。
5番 小池委員	同じような条件の土地があります。重機も入っていけないし、困っ てしまうような土地が。
金沢区域担当 田中委員	戦時中に昔食べるものがなかったから、少しでも条件が良ければ、 金沢の山の中でも少しでも掘って食糧供給のために畑にしたような ところが多いんですよ。ですから、そういった所が現況として山にな ってしまっているところが多いですよ。
浅見会長	採決に移りたいと思いますが、他に質疑はありますか。
出席委員	(なしの声あり)
浅見会長	ご意見等もありましたが、ただいま説明いただきました土地につい て、採決をいたします。 〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について「非農地」と判断する ことが適当であるとする委員は挙手をお願いします。
出席委員	(委員の挙手)
浅見会長	挙手委員が多数と認めます。 よって、本件は農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の 判断について、「非農地」と判断することに決定いたしました。 番号3について審議いたします。 事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	(事務局朗読)
浅見会長	申し出のあった土地について、農地か非農地かについて判断をしま

す。

議案書と判断資料として配布された資料No.3を参考に、農地利用最適化推進委員、国神区域担当の、土屋貞夫委員に対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

説明いたします。17日の浅見委員、事務局と現地を見て参りました。

場所になりますが、案内図を見ていただきまして〇〇〇を渡っていきますと300mくらい先に〇〇の信号機があります。その信号機の手前を右の方ですね、〇〇の方に峠に入って行って500mくらい行った道路の直ぐ右側になります。

現況写真NO.3と資料NO.3のとおりですね、〇〇のものとは違いますが、道路に面したところではございますが、檜だか杉が大きな木が育っております。

現況からして山林として仕方ないと思いますが、審議の程よろしくお願いたします。

浅見会長

これにつきましては私も状況確認に同行して参りました。

今土屋委員の方から説明のあったとおりで特に補足することはございませんので皆さんにご審議をお願いしたいとおもいます。

これより本件に対する質疑を行います。

8番
葦原委員

よろしいですか。NO.3の写真と今日配付された資料NO.3の写真が全然違う様な気がするんですが。その辺を説明していただけますか。

事務局

当初議案に付けていた写真と現地を確認してきた委員さんが写っている写真の場所が違うという質問ですが。

議案として付けた写真は町道側から撮った写真になりまして、ちょうどそこで〇〇〇の砂防等の工事をやっている関係の場所になります。今日の議案についての場所は、案内図を見ていただくと〇〇〇〇さんというお宅があると思うのですが、そこから少し入って撮った写真になります。ですので、写真が異なって見えますが、同じ敷地を場所違いでとった写真になります。

議案に付けた写真は道路から撮った写真になりまして、今日配付した写真は〇〇〇〇さんのお宅の方からちょっと中に入って荒川側を撮った写真で違う場所に見えますが同じ所です。

8番

道路側から撮った写真を見ると畑に植林したような写真なんですよ

葦原委員

ね。その辺については何かありますか。

事務局

今回のこの議案の案件ですが、〇〇〇〇さんという方が平成12年に相続しておりまして、相続前に親御さんの代で植えてしまったものがこのようになってしまったという状況です。親の代からそうになっていたものと推測されます。

浅見会長

他に何かございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、ただいま説明いただきました土地について、採決をいたします。

〇〇〇〇氏から申し出のあった農地について「非農地」と判断することが適当であるとする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は農地法第2条第1項の「農地に該当するか否か」の判断について、「非農地」と判断することに決定いたしました。

なお、議案第2号の番号2、番号3の2件については、非農地と判断した申出者に「非農地通知書」を、関係機関に一覧表を送付することになります。

以上で審議いただく議案はすべて終了となります。ありがとうございました。